

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由とした施設利用 キャンセル時の利用料金還付の取り扱いの変更について

### ①利用日が活動自粛要請の対象となっていない場合は還付対象外となります。

感染拡大防止を理由とした還付については特例なものであり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など東京都からの活動自粛の要請が解除された場合は対象としません。

変更開始： 令和3年5月1日以降のキャンセルから

変更内容： キャンセルの申請時にキャンセルする利用日が緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など東京都からの活動自粛の要請がされていない場合は全額還付の対象とはならず、通常の自己都合のキャンセルとなります。

(例) 5月29日に利用する予約をキャンセルする場合の申請

5月22日	5月23日	5月24日	5月25日	5月26日	5月27日	5月28日	5月29日
			要請				利用日
			.....	.....	.....	.....	.....
			5/25付で5/28から活動自粛の要請				活動自粛の対象期間
通常の自己都合キャンセル				全額還付の対象となります			

### ②感染防止が理由のキャンセルは利用日の3日前までに連絡が必要となります。

利用日を過ぎた後で還付の申請を受け付けることはその利用日に新たな予約の受付ができなくなるなどの施設運用上の課題が生じております。

つきましては、感染拡大防止を理由として施設利用をキャンセルする場合は利用日の3日前までに以下に記載のキャンセル時の連絡先へキャンセルのご連絡をいただくことを条件に料金の還付を行う取り扱いに変更させていただきます。

変更開始： 令和3年6月1日以降の利用日の予約から

変更内容： 新型コロナウイルス感染症防止を理由としたキャンセル時の利用料金の還付は利用日の3日前までにキャンセルの連絡が必要です。(連絡がない場合は還付ができません。)

#### キャンセル時の連絡先

温水プール以外のスポーツ施設の予約 総合体育館 042-374-2313

温水プールの予約 温水プール 042-338-7667

(例) 6月1日に利用する予約の場合、5月29日までにキャンセルの連絡が必要となります

5月27日	5月28日	5月29日	5月30日	5月31日	6月1日	6月2日	6月3日
キャンセルの連絡 還付します (返金の受取りは利用日を過ぎても可能)					利用日		
					キャンセルの連絡又はキャンセルの連絡がない場合 還付できません (利用日2日前以降のキャンセルは還付の対象外となります)		